

ねりまの文化財

東京文化財ウィーク2020

11月1日から11月7日までの一週間は「文化財保護強調週間」です。この期間中は、全国で文化財保護と活用の推進を図るため、各種事業が行われます。

東京都では、より多くの皆様に文化財を身近に感じていただくために、強調週間の前後を「東京文化財ウィーク」として都内にある文化財の公開事業と企画事業を実施します。今年には新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各地のイベントが中止になる場合があります。ホームページ等でご確認ください。

本年度のガイド冊子「東京文化財ウィーク」は発行されません。

尾崎遺跡の展示解説会

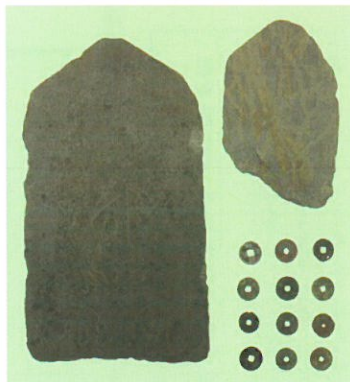
(10月1日より事前申込受付)

尾崎遺跡は、石神井川左岸の低地部から台地部に広がる遺跡です。春日小学校の建設に先立ち、昭和54年から55年に発掘調査が行われ、旧石器時代から近世までの各時代の遺跡が発見されました。遺跡は都指定史跡、出土品は区指定文化財となっています。尾崎遺跡の出土品について、学芸員が解説します。



縄文土器(縄文時代早期)

練馬区
地域文化部
文化・生涯学習課
(伝統文化係)
〒176-8501
練馬区豊玉北6-12-1
TEL 03(5984)2442



板碑・銭(中世・近世)

- 【解説会日時】10月31日(土)
①10時 ②13時30分
(全2回各回40分程度)
- 【場所】春日小学校1階 資料展示室等
(春日町5-12)
- 【交通】練馬春日町駅下車 徒歩8分
- 【申込方法】10月1日から電話で伝統文化係03-5984-2442まで
- 【募集人数】各回8人(先着順)
- 【参加時のお願い】当日はマスクの着用と手指の消毒にご協力ください。また、受付時に体温測定し、発熱や体調不良の場合等は、参加をご遠慮いただきますのでご了承ください。

石神井公園ふるさと文化館

●石神井城跡発掘パネル展

石神井城跡(中世豊島氏の城跡、東京都指定史跡)の発掘調査の様子や成果などを、特別公開中の主郭内にて写真パネルで紹介いたします。

【期間】10月31日(土)～11月8日(日)

午前9時30分～午後4時30分

【場所】都立石神井公園内石神井城跡

(石神井台1丁目) (観覧無料)

●特別公開「小野蘭山墓誌」

江戸時代中期の本草学者(博物学者)である小野蘭山(二七二九～一八一〇)の墓誌(東京都指定有形文化財)を、特別公開します。

【期間】10月31日(土)～11月8日(日)

【場所】常設展示室(観覧無料)

●通年公開

「丸山東遺跡方形周溝墓出土品」

壺形土器、鉄剣、ガラス玉、管玉からなる出土品は、弥生時代後期の墓制を知る上で貴重な資料です(東京都指定有形文化財)。

【場所】常設展示室(観覧無料)

【問合せ】

石神井公園ふるさと文化館
住所：練馬区石神井町5-12-16
電話：03(3996)4060
休館日：月曜日(月曜日が祝休日の場合はその翌平日)・年末年始
開館時間：午前9時～午後6時

練馬区登録文化財 古文書紹介

栗原家文書「三宝寺池の宝捜し」に関わる文書

江戸時代に上石神井村の名主、大正・昭和期に石神井村の村長を務めた栗原家には、地域の歴史を伝える文書が残されていました。区に寄贈され、現在は石神井公園ふるさと文化館で所蔵しています。今回は、この中から明治41年(一九〇八)8月の「三宝寺池の宝捜し」に関する文書を紹介します。

三宝寺池に貴重品が沈潜しているという期待は江戸時代からあったようです。享保2年(一七一七)に豊島泰盈が三宝寺に奉納した同寺の縁起に、池から湧き出た鈴杵(れいしよ、密教の法具)を三宝寺がかつて所蔵していたことが記されています。また、小日向(現文京区)の僧・釈敬順が文政年間(一八一八〜三〇)に記した『遊歴雜記』に、練馬村の練馬将監という武将が敵に追い詰められ、三宝寺池で馬にまたがり自害し、その馬の鞍が池の主となり、ときどき現われ水上に浮かんでいるという伝承があります。

栗原家文書(資料1)では、文明9年(一四七七)に太田道灌によって三宝寺池南岸の石神井城が落城させられた史実に結びつけ、城主・豊島氏が落城の際、貴重品、すなわち宝を池に投げ入れたという伝説を記しています。この宝を捜すため、池畔の厳島神社の社掌と信徒総代が東京府知事に、池中探索を願い出てい

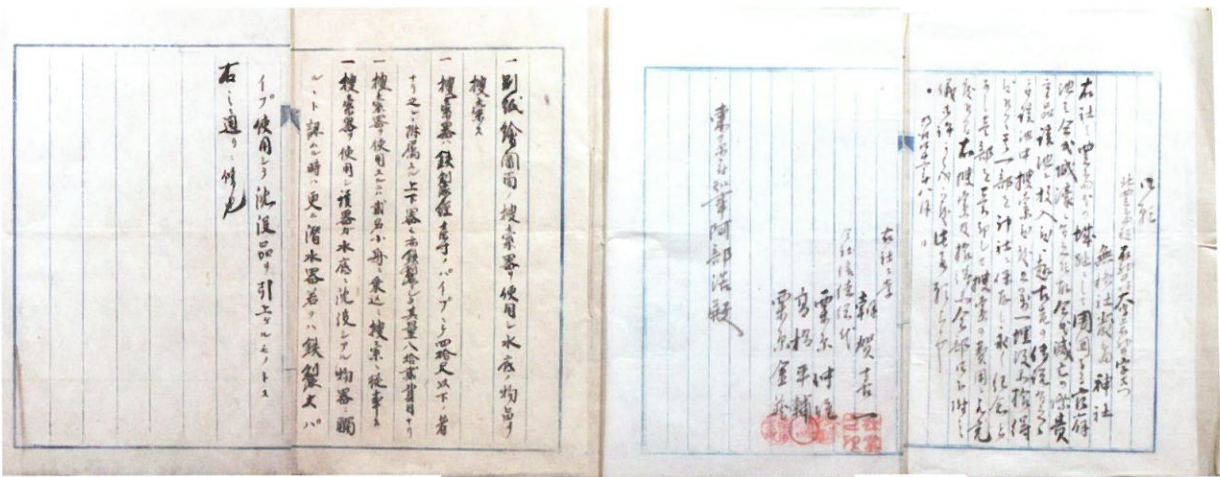
ます。宝が見つかった場合、全部下げ渡されること、その一部を厳島神社で記念品として保管し、残りを売却し、探索にかかった費用に充当したいという希望が述べられています。

探索器は、直径約3cm、長さ約121cmの鉄製のパイプです。これを小舟に運び込み、水中に入れ、池を巡りました。探索器に何かが当たる気配がしたところで引き上げ、宝を捜し出すという計画でした。

栗原家文書には、このときの宝捜しに関する文書がこの他にもあり(資料2)、そこには神社の社掌・信徒総代と京橋区(現中央区)の山田廣作という人物の間で交わされた契約が記されています。池中探索の出願は神社側で行い、経費は山田が負担する、宝が発見された場合は神社側と山田が折半するという契約内容でした。神社側が出願を行ったことは先に紹介したとおりですが、経費の負担をすべて山田が請け負っていることから推測すると、宝捜しの企画は山田が行い、それを神社側に持ちかけたと思われます。

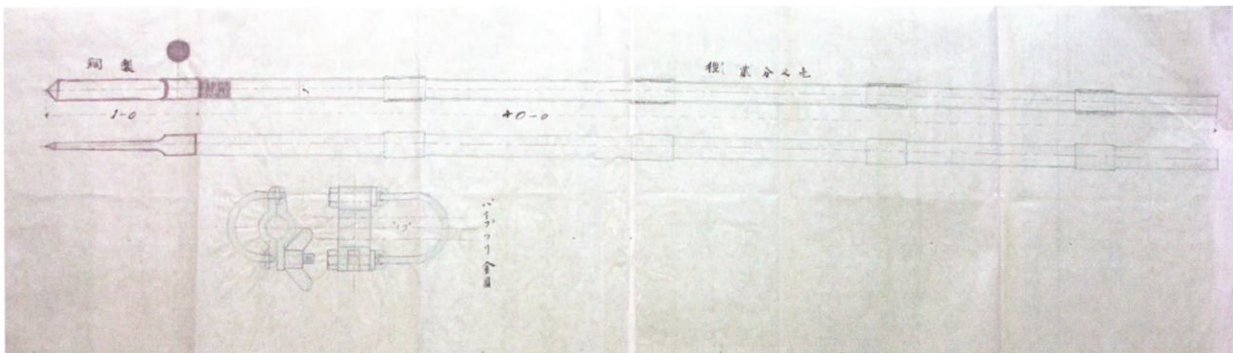
貴重品が見つかったと期待された宝捜しでしたが、ついに宝を見つけることはありませんでした。その後大正2・3年(一九一三・四)頃、昭和期の初めにも宝捜しが行われましたが、同様の結果であったと伝えられています。

(資料1)



池中探索器の説明書

出願書



池中探索器の略図

【大意】

(資料1) 御願

(中略)

厳島神社は豊島氏の城跡で、周囲にある
国所有の池は豊島氏の城の濠であるため、
豊島氏滅亡の際に、(豊島氏が)貴重品を
この池に投げ入れたという、古老の伝説
があるとのことですので、この池の中を
探索したいと思います。もし万一埋没品
を拾得したならば、その一部を厳島神社
に保存し永久に(神社の)記念物とし、
また一部を売却して探索にかかる費用に
あてたいので、右記の探索品と拾得品の
全部をお下り渡しになることを、お許し
くださいますよう、このことをお願い申
し上げます。

(中略)

- 一 別紙の絵図面の探索器を使用し、
(池の)水底の物品を探索する
- 一 探索器は鉄製の直径一寸(約3cm)
のパイプで、(長さ)四尺(約121cm)
以下のものである。付属の上下器も鉄
製であり、重量は八二貫目(約3.75kg)
である

- 一 探索器を使用するには、二名が小舟
に乗り込んで探索に従事する
- 一 探索器を使用し、この探索器が(池
の)水底に沈没し、何らかの物器にぶ
れたと判断した時は、さらに潜水器、
あるいは鉄製の大きなパイプを使用し
て沈没品を引き上げるものとする
(仕様は)右記の通りになります

(資料2) 契約証書

(中略)

第壹条 この契約書で甲は山田廣作、乙
は朝賀喜一、栗原仲雄、高橋平輔、栗
原金蔵のことです

第貳条 厳島神社の周囲の池中埋没探索
に関する手続は乙が扱い、この出願に
かかる費用は甲が負担します

第参条 許可の指令を得て、探索に着手
するときは、甲は出願の趣旨を守り、
決して背かない事

第肆条 池中探索の費用は甲が全部負担
し、探索中に事故があつても甲が負担
し、乙に損害や迷惑をかけない事

第五條 埋没品を収得した時、その収得
品を甲から乙に渡し、乙がこれを保管
し、協議のうえ、取得現品や代金を次
のように処分します

一 現品は半分を甲のものとし、半分を
厳島神社に奉納します

二 あるいは現品を売却して、その代金
の半額を甲の所得とし、半額を厳島神
社に奉納します

(後略)

【解説】

(資料1) 御願

北豊島郡石神井村大字上石神井字大門
無格社厳島神社
右社は豊島氏の城趾にして、周囲なる官
有池は同氏城濠ニ有之候故、同氏滅亡の
際、貴重品該池ニ投入致候趣、古老の伝
説有之候ニ付、該池中探索致度候、且万
一埋没品拾得致候ハ、其一部を神社ニ

保存し永く記念となし、壹部を売却して
探索の費用ニ相充度候間、右探索及拾得
品全部御下附之儀、御許可被成下度候、
此段願上候也
明治四十年八月 日
右社々掌
朝賀喜一 回
栗原仲雄 回
高橋平輔 回
栗原金蔵 回
同社信徒総代

右社々掌

朝賀喜一 回

栗原仲雄 回

高橋平輔 回

栗原金蔵 回

東京府知事 阿部浩殿

一 別紙絵図面ノ探索器ヲ使用シ、水底ノ
物品ヲ探索ス

一 探索器ハ鉄製径壹寸ノパイプニテ四拾
尺以下ノ者ナリ、之レニ附属スル上下
器モ亦鉄製ニシテ其量八拾貳貫目ナリ

一 探索器ヲ使用スルニハ、式名小舟ニ乗
込ミ探索ニ従事ス

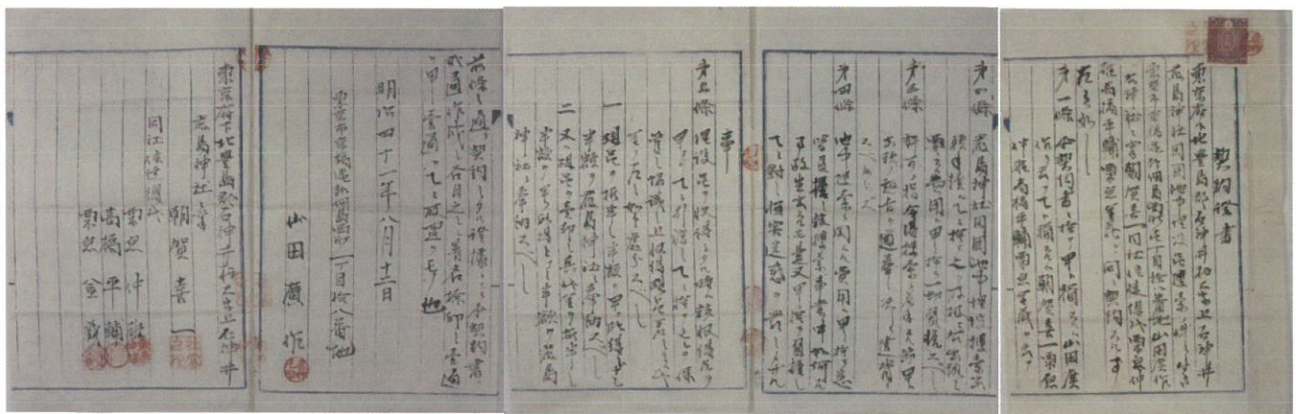
一 探索器ヲ使用シ、該器ガ水底ニ沈没シ、
アル物器ニ触ル、ト認ムル時ハ、更ニ
潜水器、若クハ鉄製大パイプ使用シテ、
沈没品を引上ケルモノトス

右之通りニ候也

(資料2) 契約証書

東京府下北豊島郡石神井村大字上石神井
厳島神社周囲池中埋没品探索ノ件ニ付き、
東京市京橋区新佃島西町壹丁目拾八番地
山田廣作ハ右神社々掌朝賀喜一、同社信
徒総代栗原仲雄、高橋平輔、栗原金蔵ト
ノ間ニ契約スル事、右之如シ
第一条 本契約書ニ於テ甲ト称スルハ山
田廣作ヲ云フ、乙ト称スルハ朝賀喜一、

(資料2)



栗原仲雄、高橋平輔、栗原金蔵ヲ云フ
 第三條 廠島神社周囲池中埋没探索出願
 手續ハ乙ニ於テ之ヲ取扱ヒ、右出願ニ
 要スル費用ハ甲ニ於テ一切負担スベシ
 第三條 許可ノ指令得、探索ニ着手スル
 節、甲ハ出願ノ趣旨ヲ遵守シ、決して
 違背スベカラズ

第四條 池中探索ニ関スル費用ハ甲ニ於
 テ悉皆負担シ、該探索事業中、如何ナ
 ル事故出生スルモ是又甲ニ於テ負担シ
 乙ニ対シ損害迷惑ヲ蒙シメザル事

第五條 埋没品ヲ取得シタル時ハ該取得
 品ヲ甲ヨリ乙ニ引渡シ、乙ニ於テ之レ
 ヲ保管シ協議之上、取得現品、若シク
 ハ代金ヲ左之如ク処分スベシ

一 現品ヲ折半シ、半額ヲ甲ノ所得トナ
 シ、半額ヲ廠島神社ニ奉納スベシ
 二 又ハ現品ヲ売却シ、其代金ヲ折半シ
 半額ヲ甲ノ所得トナシ、半額ヲ廠島神
 社ニ奉納スベシ

前条ノ通り契約シタル証拠トシテ本契約
 書ヲ式通作成シ、各自之ニ署名捺印シ、
 老通ヲ甲ニ老通ヲ乙ニ取置クモノ也
 明治四十一年八月十二日

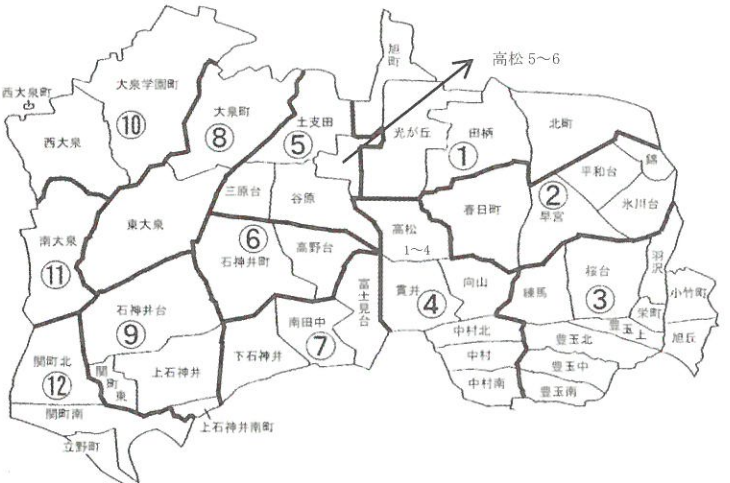
東京市京橋区新佃島西町一丁目拾八番地
 山田廣作
 東京府下北豊島郡石神井村大字上石神井
 廠島神社社々掌
 朝賀喜一圓

同社信徒総代
 栗原仲雄㊦
 高橋平輔㊦
 栗原金蔵㊦

栗原仲雄㊦
 高橋平輔㊦
 栗原金蔵㊦

文化財保護推進員の 活動を紹介します!

練馬区では、昭和63年から文化財保
 護条例に基づき、文化財保護推進員制
 度を導入しています。令和2年4月1
 日付で、第17期練馬区文化財保護推
 進員として、12名に委嘱しました。全員
 が再任で、任期は2年です。
 下図のとおり、練馬区を12の地域に
 分け、文化財保護推進員の担当区域と
 しています。



員の活動にご理解とご協力をいただ
 けますようお願いいたします。
 ※現在、文化財保護推進員の活動は、
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止
 のため、巡回による資料の手渡しや会
 話を控えています。

- 
①伊藤義夫
- 
②須藤麻世
- 
③八巻孝夫
- 
④平田英二
- 
⑤関洋一
- 
⑥守随秀子
- 
⑦岩崎秀男
- 
⑧西勝克明
- 
⑨長坂淳子
- 
⑩小林巧
- 
⑪松下真理
- 
⑫越章夫